



高齢者・障害者

■介護慰労金

家庭において、寝たきり高齢者又は認知症高齢者を介護している家族の方で一定の基準に基づき支給します。

■敬老祝金

長寿を祝福し多年にわたる社会への貢献とその労に感謝するため祝金を贈呈します。

■手帳

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得される方は申請が必要となります。

■各種手当の支給

障害の程度、年齢の範囲により、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。ただし、支給要件、所得制限等があります。

■医療助成制度

重度心身障害者医療費の助成、更生病療の助成を実施します。ただし、助成要件、所得制限等があります。

■補装具の交付・修理

身体障害者手帳の交付を受けた方で、日常生活及び社会活動等において身体上の障害を補うために用いる用具が必要な方について交付・修理を実施します。

■日常生活用具の給付

日常生活に支障が生じている身体障害者（児）の方で身体障害者手帳の障害の種類・程度により日常の生活用具の給付・貸与が受けられます。ただし、支給要件、所得制限、一部自己負担があります。

■一時養護サービス利用助成

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方で、その家族又は本人の身体的、精神的、経済的負担を軽減するために一時養護サービスや一時預かり等を受けられる方に対して一部経費を助成します。

■福祉タクシー利用助成

在宅の重度障害者の方を対象にタクシーを利用する場合にその料金の一部を助成します。

■支援費制度

障害者の方が福祉サービスを選択することで障害者の社会への自立と共生を図るとともに支援費として県・町が支援する制度です。



支援費のサービスとしては、居宅支援サービスと施設支援サービスがあります。ただし、所得に応じ自己負担分が生じますので詳しくは担当窓口にご相談下さい。

■各種減免・割引等

自動車税の減税、NHK放送受信料の減免、有料道路通行料金等割引などが受けられます。

介護予防

■配食サービス

在宅で概ね65歳以上の人一人暮らし、高齢者世帯等で食事を調理することが困難な方を対象に実施しています。(利用者負担があります)

■生きがい活動支援通所事業（ミニデイサービス）

外出する機会の少ない高齢者の方で介護予防が必要とされる方を対象に生きがいづくり、健康づくりを実施しています。(利用者負担があります)

■家族介護用品の支給

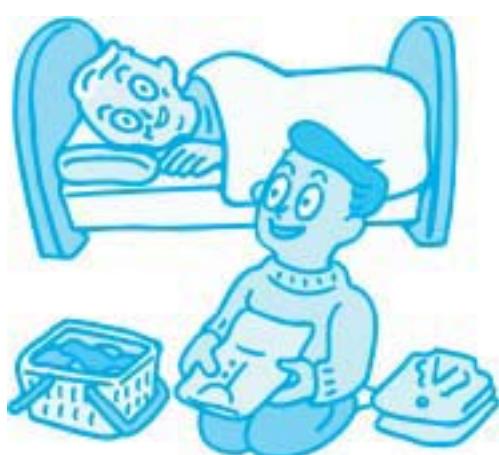
在宅の寝たきり高齢者、認知症高齢者を抱えた世帯の支援のため、介護用品の購入等に助成します。(介護認定・所得制限・利用者負担があります)

■軽度生活援助事業

概ね65歳以上の在宅で一人暮らしまたは高齢者世帯で、虚弱等のため日常生活においての軽度な生活支援を必要とする方に対して実施しています。(利用額制限・利用者負担があります)

■緊急通報サービス（ふれあいペンダント）

概ね65歳以上の在宅で虚弱な一人暮らし高齢者もしくは虚弱な高齢者世帯の方を対象に、119番通報などの緊急時の対応ができるように緊急通報用のペンダントを貸与します。





介護保険

六郷庁舎／いきいき健康課
三珠庁舎／住民サービス係
市川三郷町福祉支援課

■介護保険加入者と保険証

介護保険には40歳以上の方が加入します。

- ・65歳以上の方の場合（第1号被保険者）

65歳以上の方には保険証が交付されます。新たに65歳になった方には、65歳に到達した月に交付されます。

- ・40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）

要介護・要支援の認定を受けた方に交付されます。

■利用できるサービス

介護保険では、自宅にいて受けられる在宅サービスや施設に入所して受ける施設サービスがあります。

- ・在宅サービス

訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、居宅療養管理指導短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者のグループホーム）、特定施設入所者生活介護、福祉用具の貸出、購入費支給、住宅改修費の支給

- ・施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（療養型病床群等）

■介護保険料

平成17年度中は合併前の旧町の保険料をそれぞれ適用し、平成18年度から保険料を統一します。

平成18年度からの保険料は、新町において策定する第3期介護保険事業計画に基づき算定します。

■納期

- ・特別徴収

年金額が年額18万円以上の方は、年金支払月に年金から差し引かれます。

- ・普通徴収

年金額が年額18万円未満の方は、平成18年度から、1期8月、2期9月、3期10月、4期11月、5期12月、6期1月、7期2月の年7期となります。（賦課期日：4月1日）

■在宅介護支援センター

在宅介護支援センターは、在宅介護について総合的な相談を受け、必要な助言を行う機関です。



業務内容

- ・在宅介護についての相談、指導及び支援に関すること
- ・居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業所の指導、支援に関すること
- ・居宅サービス計画作成指導に関すること
- ・その他の在宅介護に関すること

名 称	電 話 番 号
市川三郷町在宅介護支援センター	055-272-5195

業務内容

- ・保健福祉サービスの利用方法などの紹介、申請手続きの受付
- ・介護予防教室、介護者教室の開催
- ・住宅改修プランの作成など

子育て支援

■児童手当

小学校3年生までの児童（9歳到達後最初の3月31日まで）を養育している人に対して支給されます。所得制限があります。

また、受給者の方は、毎年6月に「現況届」の提出があります。

■ひとり親医療費助成

ひとり親家庭の母（父）と児童（18歳未満）及び父母のない児童を対象に、保険診療による医療費の自己負担分及び入院時の食事負担分を助成する制度です。（所得制限があります）

助成額：医療費の保険適用内の自己負担分（高額療養費などの支給額を差し引いた額）

■児童扶養手当

母子家庭や父親が重い障害の状態にある児童の母親、母親に代わってその児童を養育している人に対して支給します。

ただし、18歳未満の児童の養育者で公的年金を受けている方は対象になりません。

■乳幼児医療助成

6歳未満の乳幼児が医療機関にかかったとき、保険診療による医療費の自己負担分及び入院時の食事代に対して助成する制度です。（所得制限があります）

通院・入院に対して、対象児童の年齢に差異があります。

付加給付・高額医療は除きます。

■保育所・保育園

保育所では、保護者の共働きや病気などで、家庭で保育できないお子さんを保護者に代わって保育します。（家庭で保育できる人がいる家庭はのぞかれます。）現在市川三郷町には、6カ所の公立保育所と3カ所の私立保育園があります。



保育所・保育園一覧

[公立保育所]

名 称	所 在 地	電 話 番 号	入 所 定 員
市川三郷町立三珠保育所	市川三郷町上野2672番地4	055-272-0512	45
市川三郷町立大塚保育所	市川三郷町大塚2077番地1	055-272-0500	50
市川三郷町立市川保育所	市川三郷町市川大門1689番地2	055-272-0260	60
市川三郷町立市川南保育所	市川三郷町下大鳥居1558番地	055-272-0037	45
市川三郷町立富士見保育所	市川三郷町市川大門3663番地	055-272-4316	45
市川三郷町立山保へき地保育所	市川三郷町山保6360番地1	055-272-3923	30

[私立保育園]

名 称	所 在 地	電 話 番 号	入 所 定 員
高田保育園	市川三郷町高田2686番地2	055-272-4862	45
定林寺立正保育園	市川三郷町岩間4161番地	0556-32-2326	45
ひまわり保育園	市川三郷町岩間2834番地3	0556-32-2726	60

手続き

新年度（4月）の入所・入園の申込みは、広報紙などでお知らせします。

年度途中（5月以降）の入所・入園についての申込みは、保育課までお問合せください。

退所

家庭保育が可能になったなどの理由により、保育所を退所する場合は、退所届を提出してください。

■保育料

保護者の前年分の所得税額または前年度市民税課税額と、児童の年齢によって決められます。

- 平成18年度から統一の徴収基準額により保育料を決定します。
- 延長保育、一時保育などはこれまでどおり実施します。

保育料の振替日は毎月の26日です。

社会福祉協議会

支所の名称	事務所	電話番号	業務内容
市川三郷町社会福祉協議会本所・市川大門支所	市川大門福祉保健総合ステーション内	055-272-4179	旧社会福祉協議会の業務をそのまま引き継いで行います。
市川三郷町社会福祉協議会三珠支所	三珠健康管理センター内	055-272-2881	//
市川三郷町社会福祉協議会六郷支所	六郷町民会館内	0556-32-3847	//